

# 高知県居住支援協議会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高知県居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）や高知県への移住希望者（住宅確保要配慮者と併せて、以下「住宅確保要配慮者等」という。）に対する 民間賃貸住宅の供給の促進に関する支援策等について、必要となる措置を検討、実施することにより、高知県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討し、必要に応じ実施する。

- 一 住宅確保要配慮者等又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、居住の安定方策に関すること。
- 三 その他目的達成のために必要な事業に関すること。

## 第2章 役員

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

(役員の種類及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 会計監事 1名
- 2 本会は、必要に応じて副会長を置くことができる。
- 3 役員は、会員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、協議会を代表し、会務を総括し総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。
- 三 会計監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、総会選任後から次年度総会までの1年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

### 第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回以上、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- 一 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 協議会の事業報告及び決算の承認すること。
- 三 会則の制定及び改廃に関すること。
- 四 その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(会長の専決)

第8条の2 会長は、次に定める事項について、これを専決処分することができる。

- 一 共催・後援に関すること。
- 二 講師の派遣に関すること。
- 三 その他協議会の目的達成のために実施することが適切と判断した軽微な事項。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会で報告することとする。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数以上の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(事務局)

第10条 協議会の事務、経費の管理等を行うために、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会に事務局を置く。

(専門部会)

第11条 会長は、必要な事項を専門的に協議・検討し、実施するため、必要に応じて部会を置くことができることとし、部会長を指名することができる。

2 部会は、部会長が指名する会員をもって構成し、部会長は、必要に応じて、会員以外の団体等も参加させることができるものとする。

3 部会の運営については別に定める。

## 第4章 会計

(経費)

第12条 協議会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては協議会の設立日から翌年の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第15条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

## 第5章 補足

(秘密保持)

第16条 会員は、協議会の活動を通じて又は関連して知り得た情報で、秘密である旨明示されたものについては、これを秘密に保持するものとし、第三者に開示してはならない。ただし、受領した時点で既に公知の情報、当該会員の責によらずして公知となった情報、当該会員が既に適法に保有している情報及び開示する正当な権限を有する者から秘密保持義務を課されることなく受領した情報についてはこの限りでない。

(その他)

第17条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

(附則)

この会則は、平成25年2月18日から施行する。

この会則は、平成28年3月8日から施行する。

この会則は、平成28年8月29日から施行する。

この会則は、令和元年7月1日から施行する。